

2019年 3月13日

厚生労働大臣
衆議院議員
根本 匠 殿

福島県障がい者自立生活推進連絡会
代表 高橋 玉江

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する
一時金の支給等に関する立法措置についての要望書

私たち「福島県障がい者自立生活推進連絡会」は、地域で暮らす障がいのある仲間たちの自立と社会参加を支援している、福島県内の障がい者自立生活センター、小規模作業所等が加盟する障がい当事者団体です。私たちは障がい当事者として、優生手術は障がい者の生殖の権利に対する人権侵害であり、国は被害者に対して謝罪と賠償等を速やかに実施すべきであると訴えてきました。

昨年より、国会議員の皆さまが「与党旧優生保護法に関するワーキングチーム（座長田村憲久衆議院議員）」や「超党派議員連盟（会長 尾辻秀久参議院議員）」が被害者に対する立法措置について検討を続けられてきたことに敬意を表し、関心を持って注視してきました。それぞれの骨子案概要が昨年10月31日報道され、その後、一本化した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する立法措置について（基本方針案）」が昨年12月10日に取りまとめられました。

以上を踏まえ、私たちはこの基本方針案に対する意見を下記の通り述べさせていただきます。

記

I 提案項目

基本方針案では、「6. その他」の項目で、「※ 優生手術等に関する調査の在り方については、法律案を提出するまでの間に検討する。」と示されています。そこで、国会議員の皆さまの検討に資するために「優生手術等に関する調査のあり方」について、下記のとおり提案します。

○再発防止と人権回復への取り組みとして、被害者・障がい者・支援者・研究者を構成メンバーとする第三者機関としての検証委員会の設置を提案します。

【提案理由】

高齢となる被害者への謝罪と補償を急ぐことは重要です。しかし、それとは別に「なぜ基本的人権の尊重を基本原則とする、日本国憲法下でこのような人権侵害が継続して行われてきたのか」を調査・研究することもきわめて重要なことです。この検証委員会は、加害者を

見つけ出して糾弾するといった個人を責めるためのものではなく、この法律の下で何が起きたのかを明らかにし、再発を防止するためのものです。

構成メンバーとして、これまで優生思想に関する研究をしてきた専門家、現在も優生思想により心身を傷つけられることのある障がい者（とくに月経介助軽減等の理由により、現在でも被害に遭いやすい女性の障がい者）等を含めた第三者委員会として組織され、優生手術の被害者からのヒアリングを行い、その声を反映したものとしてください。

Ⅱ 要望事項

1. 法律の名称について

「救済法」ではなく、「人権回復法」とすることを求めます。

【理由】

基本方針案で、「救済法」という言葉が使われなくなったことは高く評価します。そのうえで、「人権回復」という言葉を入れ込んだ立法を強く要求します。

旧優生保護法は障がいのある人や遺伝性の疾患のある人を「不良」と定義づけ、半世紀近く存在した法律です。1996年に優生条項を削除し「母体保護法」と名称を変える法改正が行われましたが、法律の名前が変わっても被害の声が上がっていること（月経の介助が大変だからと子宮の摘出手術を勧められたなど）からも明らかなように、いまだに優生思想が社会に根づいています。

このことは優生手術の被害者だけでなく、すべての障がい者への偏見と差別としていまも生きています。2016年に起こった津久井・やまゆり園障がい者殺傷事件や2017年の寝屋川精神障がい者監禁致死事件、昨年2月に発覚した兵庫県三田市障がい者監禁事件からも、こうした犯罪の裏に優生思想があることは明確です。よって、単なる被害者の救済にとどまらない法律の名称にすることが必要であって、真に障がい者の人権を回復させ、再発防止策を明記する「人権回復法」とすることを強く求めます。

2. 前文での「おわび」と「違憲性」の明記について

(1)「おわび」の文章を法律の前文に入れることを検討されていることについては、これを高く評価します。ただし、「おわび」ではなく、「謝罪」とすることを求めます。

(2)優生手術の違憲性に言及し、何に対する謝罪なのかを明確にしてください。

【理由】

基本方針案「1 前文」で、「(1) 特定の疾病や障害を有すること等を理由にして多くの方々が、平成8年に改正が行われるまでの間、その生殖を不能とする手術や放射線の照射を強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、真摯に反省し、心から深くおわびする」と明記されています。しかし、誰に対する謝罪を誰がしているのかが不明確です。ここで言う「我々」とは、いったい誰なのでしょう？ はっきりと「国」と書くべきです。さらに、「(3) 国としてこの問題に今後誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し・・・(省略)」として、国の責任を明記しています。審議の過程でいろいろな意見も出されるとは思いますが、この文章は残してください。

旧優生保護法は、障がい者や遺伝性の疾病のある人々の「子どもを持つ・持たない」というきわめて個人的な自己決定権を強制的に奪い、人としての尊厳を傷つけました。このこと

が日本国憲法第13条に違反することは明らかです。憲法違反であったことを明記したうえで謝罪してください。基本方針案でも、違憲性には触れていません。

3. 対象者について

強制不妊手術だけでなく、同意に基づく手術、記録・書類の有無や術式に関わらず、広く対象としたことは評価します。しかし、母体保護法の趣旨を逸脱した子宮・睾丸の摘出手術、放射線照射などについては、1996年の法改正以降に実施された手術についても対象とすることを強く求めます。

【理由】

旧優生保護法から母体保護法と改正された後も、障がいのある女性に対する月経介助の軽減などを理由とした、子宮摘出等の手術が行われています。こうした母体保護法の趣旨を逸脱した手術は、法律の規定によらない手術とされています。法律の改正された1996年時点に限定せず、対象者を定めることを強く求めます。

4. 一時金の支給について

対象者に対して、海外の事例を参照して一律の一時金を支給するとのことですが、諸外国と社会保障制度などが異なるため、現在の日本の社会状況に見合う金額とすることを求めます。

【理由】

新聞報道等ではスウェーデンあるいはドイツの事例を参照するとのことですが、障がい者福祉サービスも含め社会保障制度が異なるため、補償金額の重さが違います。

なお、家族による一時金の金銭搾取を懸念し「年金方式」とすべきとの意見もあったと聞いています。年金方式にしたとしても搾取される可能性があること、何よりも被害者の生存期間によって受け取る金額に違いが出てしまうことを考慮して、基本方針案のとおり「一時金」とすることを強く要求します。

5. 権利の認定について

(1)基本方針案「4 権利の認定 (3)」の前段で請求期限を「この法律の施行の日から5年以内」としたうえで、後段部分で「この請求期限については、この法律の施行後における一時金の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする」と明記されたことは高く評価します。必ず法案に記載するとともに、施行規則等で確実に実施されるようにしてください。

(2)「行政が把握できている被害者に対して、被害者の人権に充分配慮したうえで、原則通知すること」を追記してください。

【理由】

(1)について、請求期限を厳格に規定されてしまうと、本来請求権のある被害者が障がい等の理由から、「自分が被害者であることを知らず、請求しなかった」という事例を多く生み出す可能性があります。法施行後、定期的に請求者の人数を公表し、請求権のある被害者が請求しないという事態を生み出さないためにも必要な措置であると考えます。

(2)について、行政からむやみに通知することは、家族に事実を知られたくない人や、いやな記憶を思い起こさせて再び被害者を傷つけることになってしまうことは、想像できます。

しかし、本人が申請できない理由にはさまざまなケースが考えられます。障がい特性により自らが申し出ることができない・あるいは難しい、自分が被害者であると認識していない等です。まずは「あなたの人権を傷つけたので、謝罪して尊厳を回復したい」と述べ、障がい者への偏見・差別をなくす取組みを行うと同時に、一時金支給認定審査会（仮称）で慎重に議論とした結果として、本人に通知すべきと考えます。

それでも通知することが適当でない場合、本人が自分から申請できるよう、人権回復の法律ができたことと申請の方法を、広くあらゆる手段を使って広報することを求めます。これは、行政が把握できていない多くの被害者にとっても、必要な不可欠なものです。

5. 周知等について

基本方針案「5 周知等」の「※ 具体的な周知の措置のイメージ」について、

(1)「行政による相談窓口の設置」は、相談対応にあたる職員に障がい当事者団体や被害者に寄り添い各地で活動してきたグループ等による研修の受講を義務付けることで、被害者の立場に立って相談を受けられるようにしてください。

(2)「広報用ポスター・パンフレットの活用」は、使える手段は何でも使って、当事者やその家族に伝える努力を行ってください。

【理由】

(1)について、従来、このような相談窓口を行政が設置する場合、相談対応職員を行政職や行政保健師のOBの臨時あるいは嘱託の職員として採用で対応することが多く見受けられます。たとえ、過去に各自治体の障がい福祉部局に在籍していたからといって、こうした相談に真摯に対応できるとは限りません。被害の実態を聞き、それを許してはならないとの被害者の思いを共有することが大切です。そのための研修は必要不可欠なもので、法で義務づけるべきです。

(2)広報媒体や方法については、新聞での一面広告やウェブ、たとえば知的障がい者やろう者にもわかりやすい言葉やイラストを使ったパンフレット、手話・字幕付き動画、録音テープなどの多様な媒体・手法を用いて、広く障がい者とその家族に伝えることを強く求めます。このような丁寧な審査、および徹底した広報と通知を実施するためには、5年という期間はあまりにも短すぎます。

最後に、半世紀にもわたる旧優生保護法による優生手術が行われ、障がい者や遺伝性疾患のある人々に精神的苦痛を与えてきたことの反省に立つのであれば、法案の審議にあたっては、被害者参加の公聴会を開き、すべての衆参両院議員の賛同を得て採決すべきです。そのうえで、立法府として旧優生保護法の廃止を検討しなかった不作為の責任を認め、法案採決にあたっては衆参両院でおわびの付帯決議を実施していただきたい。

このような法案を政争の具にせず、被害者本人に真摯に向き合った法案の作成、慎重な審議を強く要求します。